◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１３３号(H24. 2. 17)◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝５件（２月１０日～２月１６日分）
（１）乗合バスの運転者が乗客に暴行した事件
（２）乗合バスが原動機付自転車と衝突した事故
（３）タクシーが道路を横断していた歩行者を撥ねた事故
（４）タクシーがダンプカーと衝突した事故
（５）トラック運転者が救護義務違反の疑いで逮捕
２．平成２２年中の自動車運送事業用自動車事故統計年報を掲載しました
３．降積雪期の輸送の安全確保を再度徹底しましょう！（再周知）
４.「重大事故情報」の訂正

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝５件】（２月１０日～２月１６日分）

（１）乗合バスの運転者が乗客に暴行した事件

２月５日（日）午後５時２０分頃、島根県において、同県に営業所を置く乗合バスの運転者（男性、３０歳）が、走行中に席を移動した乗客（女性、５１歳）を確認したため注意を促した。その後、当該乗客がバス停で降車する際、当該バスの運転者に対して「注意に対する謝罪がなかった。」「運賃の支払いに対するお礼の言葉がなかった。」と苦情を申し出たことで口論となり、当該バスの運転者が当該乗客に対して顔面を殴るなどの暴行をした。

この暴行により、当該乗客は２週間の軽傷（頭部顔面打撲傷、左肩・両肘挫傷、右股挫傷）を負い、同月６日に警察に被害届（診断書）を提出した。

なお、当該バスの事業者は、当該運転者からの連絡により替わりの運転者を手配し、３０分遅れで運行を再開した。

（２）乗合バスが原動機付自転車と衝突した事故

２月１０日（金）午後４時５０分頃 千葉県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、信号機のない交差点を通過しようとしたところ、交差する道路から飛び出してきた原動機付自転車と衝突した。

この事故により、当該原動機付自転車に乗っていた男性が死亡した。当該バスの運転者と乗客に負傷はなし。

事故現場の道路は、当該バス側が優先道路であった。

（３）タクシーが道路を横断していた歩行者を撥ねた事故

２月１１日（土）午後８時３０分頃、宮城県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路を横断していた歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

事故現場は、見通しの良い片側一車線の直線道路で、信号機や横断歩道はなく、事故当時、当該タクシーは制限速度時速４０キロメートルのところを時速約４５キロメートルで走行しており、道路右側から横断していた当該歩行者に気づくのが遅れた模様。

なお、事故現場付近には街灯がないため薄暗く、また、撥ねられた歩行者は黒っぽい服装であった。

（４）タクシーがダンプカーと衝突した事故

２月１４日（火）午後５時頃、新潟県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、対向からセンターラインを越えて走行してきた自家用中型ダンプカーと衝突した。

この事故により、当該ダンプカーの運転者が死亡した。当該タクシーの運転者に負傷はなし。

事故現場は、片側一車線の道路で、当該タクシーの運転者は、当該ダンプカーを確認したため、路肩に寄せて停車したが、当該ダンプカーは当該タクシーの右側前方（ヘッドライト外側付近）から右側前輪付近に衝突し、当該ダンプカーは停止した。

当該ダンプカーの運転者は、運転中に致死性の不整脈を発症して死亡したため、操縦不能になった模様。

（５）トラック運転者が救護義務違反の疑いで逮捕

２月１０日（金）午前３時頃、岡山県において、同県に営業所を置くトラックが走行中、道路左側の路側帯付近の歩行者を後方から撥ねたが、救護措置をとらずにそのまま逃走した。

この事故により、当該歩行者が重傷を負った。

事故後、警察は、当該トラックの運転者を道路交通法違反「救護義務違反」の疑いで逮捕した。

◇◇◇

したのでお知らせします。

主な重大事故発生状況

１．　平成２２年中の重大事故発生状況：５，５２０件

（ 平成２１年より７３０件増加）

内訳　バス　　：２，８２７件（同５５２件増加）

うち車両故障　２，２２４件

ハイ・タク　：　　７００件（同　６７件増加）

うち車両故障　　２１件

トラック　　：１，９９３件（同１１１件増加）

うち車両故障　　１８４件

２．平成２２年中の重大事故による死者数：９１９人（ 同２４人増加）

内訳　バス　　：　　５５人（同１１人増加）

ハイ・タク　：　　９３人（同１４人増加）

トラック　　：　７７１人（同　１人減少）

事業用自動車の重大事故の詳細については、下記URLをご覧ください。

（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/statistics.html ）

◇◇◇

① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期に適切な方法でスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。

② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。

③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。

④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。

⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

＊バス

（２）乗務員に対して、高齢者、障害者等災害時要援護者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等災害時要援護者の車内での転倒事故防止に努めること。

（３）鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すること。

＊レンタカー

（４）降積雪期における道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保等の留意事項について、利用者に対し周知するよう努めること。

＊バスターミナル

（５）気象情報（大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。

（６）除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。

＊自動車道

（７）気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。

（８）各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。

（９）雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに通行規制の措

置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。

(10) 降雪や雪崩等により道路の交通障害や災害が発生した場合は、関係機関等との連携を図り、迅速な復旧を図るよう対応すること。また、特に豪雪時においては、関係機関が連携して情報共有を図る情報連絡本部を設置するなど、安定した道路交通の確保に向けた、より緊密な連携体制を確保するとともに、道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。

◇◇◇

めに活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆